

# 水 環 境

## 目 次

表 1	環境基準の達成状況	(19)
表 2	水質汚濁に係る環境基準	(20)
表 3	底質の暫定除去基準	(22)
表 4	地下水の水質汚濁に係る環境基準	(23)
表 5	ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る環境基準	(23)
表 6	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況(1)	(24)
表 7	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況(2)	(25)
表 8	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況(3)	(25)
表 9	愛知県における工場・事業場に係る排水規制指導の概要	(26)
表 10	水質汚濁防止法に基づく特定事業場数	(27)
表 11	水質汚濁防止法に基づく排水基準適用事業場数	(28)
表 12	項目別排水基準超過の状況（平成 22 年度）	(29)
表 13	ゴルフ場排水農薬調査の結果について（平成 22 年度）	(29)
表 14	公共下水道の供用状況	(30)
表 15	流域下水道の供用状況	(30)

表 1 環境基準の達成状況

(1) 河川 49 水域 (BOD)

水城区分	水城名	類型	20年度	21年度	22年度	水城区分	水城名	類型	20年度	21年度	22年度
木曾川 水城	木曾川中流	A	○	○	○	矢作川	矢作川上流(1)	AA	○	○	○
	木曾川下流	A	○	○	○		矢作川上流	A	○	○	○
	日光川	E	○	○	○		矢作川下流	B	○	○	○
	新川下流	E	○	○	○		巴川	A	○	○	○
	五条川下流	E	○	○	○		乙川上流	A	○	○	○
庄内川等 水城	庄内川中流(1)	B	○	○	○	乙川下流	B	○	○	○	
	庄内川中流(2)	D	○	○	○	鹿乗川	C	○	○	○	
	庄内川下流	D	○	○	○	矢作古川	C	○	○	○	
	矢田川上流	D	○	○	○	介木川	A	○	○	○	
	矢田川下流	D	○	○	○	男川	A	○	○	○	
名古屋 内水城	荒子川	E	○	○	○	雨山川及び乙	A	○	○	○	
	中川運河	E	○	○	○	女川下流	A	○	○	○	
	堀川	D	○	○	○	木瀬川及び大	A	○	○	○	
	山崎川	D	○	○	○	伏川下流	AA	○	○	○	
	天白川	C	○	×	×	豊川上流	AA	○	○	○	
境川等 水城	境川上流	B	×	×	×	豊川中流	A	○	○	○	
	境川下流	C	○	○	○	豊川下流	B	○	○	○	
	逢妻川上流	D	○	○	○	宇連川	AA	○	○	○	
	逢妻川下流	D	○	○	○	豊川放水路	C	○	○	○	
	猿渡川	D	○	○	○	音羽川	C	○	○	○	
境川等 水城	神田川	C	○	○	○	佐奈川	D	○	○	○	
	高浜川	C	○	○	○	梅田川	C	○	○	○	
	新川	C	○	○	×	汐川	E	○	○	○	
	長田川	C	○	○	○	大千瀬川	AA	○	○	○	
	半湯川	C	○	○	○	20年度環境基準達成率：48/49×100=98%					
朝鮮川	21年度環境基準達成率：47/49×100=96%										
	22年度環境基準達成率：46/49×100=94%										
	阿久比川	C	○	○	○	類型区分	環境基準値 (BOD75%水質値)	環境基準値 (BOD75%水質値)			
AA	環境基準値 (BOD75%水質値)		1 mg/ℓ以下		C	環境基準値 (BOD75%水質値)		5 mg/ℓ以下			
A	環境基準値 (BOD75%水質値)		2 mg/ℓ以下		D	環境基準値 (BOD75%水質値)		8 mg/ℓ以下			
B	環境基準値 (BOD75%水質値)		3 mg/ℓ以下		E	環境基準値 (BOD75%水質値)		10 mg/ℓ以下			

(2) 湖沼 1 水域 (COD)

水城名	類型	20年度	21年度	22年度	類型区分	環境基準値 (COD75%水質値)
油ヶ淵	B	×	×	×	B	5 mg/ℓ以下
COD75%水質値(mg/ℓ)		7.6	6.7	7.0		

(3) 海域 11 水域 (COD)

水城区分	水城名	類型	20年度	21年度	22年度	20年度環境基準達成率：6/11×100=55%
伊勢湾	名古屋港(甲)	C	○	○	○	21年度環境基準達成率：6/11×100=55%
	名古屋港(乙)	B	○	○	×	22年度環境基準達成率：5/11×100=45%
	常滑地先海域	B	×	×	×	環境基準値 (COD75%水質値)
衣浦湾	伊勢湾	A	×	×	×	2 mg/ℓ以下
	衣浦港	C	○	○	○	3 mg/ℓ以下
	衣浦港南部	C	○	○	○	8 mg/ℓ以下
瀬美湾	衣浦湾	A	×	×	×	
	蒲郡地先海域	C	○	○	○	
	神野・田原地先海域	C	○	○	○	
瀬美湾(甲)	瀬美湾(甲)	B	×	×	×	
	瀬美湾(乙)	A	×	×	×	

(4) 海域 6 水域 (全窒素)

水城区分	水城名	類型	20年度	21年度	22年度	20年度環境基準達成率：5/6×100=83%
伊勢湾	伊勢湾(イ)	IV	○	○	○	21年度環境基準達成率：5/6×100=83%
	伊勢湾(ハ)	III	○	○	○	22年度環境基準達成率：5/6×100=83%
	伊勢湾(ニ)	II	○	○	○	環境基準値 (全窒素平均値)
三河湾	三河湾(イ)	IV	○	○	○	0.3 mg/ℓ以下
	三河湾(ロ)	III	○	○	○	0.6 mg/ℓ以下
	三河湾(ハ)	II	×	×	×	1 mg/ℓ以下

(5) 海域 6 水域 (全磷)

水城区分	水城名	類型	20年度	21年度	22年度	20年度環境基準達成率：5/6×100=83%
伊勢湾	伊勢湾(イ)	IV	○	○	○	21年度環境基準達成率：2/6×100=33%
	伊勢湾(ハ)	III	○	×	○	22年度環境基準達成率：5/6×100=83%
	伊勢湾(ニ)	II	○	×	○	環境基準値 (全磷平均値)
三河湾	三河湾(イ)	IV	○	○	○	0.03 mg/ℓ以下
	三河湾(ロ)	III	○	×	○	0.05 mg/ℓ以下
	三河湾(ハ)	II	×	×	×	0.09 mg/ℓ以下

表2 水質汚濁に係る環境基準

(2) 生活環境の保全に関する環境基準  
ア 河川 (湖沼を除く。)

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	項目	基準値
カドミウム	ム	0.003mg/ℓ以下
鉛	ン	検出されないこと。
六価クロム	ム	0.01mg/ℓ以下
砒素	ム	0.05mg/ℓ以下
銀	素	0.01mg/ℓ以下
総銀	銀	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	銀	検出されないこと。
P	C	検出されないこと。
ジクロロメタン	ン	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	素	0.002mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	ン	0.004mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	ン	0.1mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	ン	0.04mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	ン	1mg/ℓ以下
1,1,1,2-トリクロロエタン	ン	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	ン	0.03mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	ン	0.01mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	ン	0.002mg/ℓ以下
チウマジン	ム	0.006mg/ℓ以下
チオベンカルブ	ン	0.003mg/ℓ以下
ベンゼン	ン	0.02mg/ℓ以下
セレン	ン	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	素	10mg/ℓ以下
ふっ素	素	0.8mg/ℓ以下
ほう素	素	1mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン	ン	0.05mg/ℓ以下

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
- 2 「検出されないこと。」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

a

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌 群数
AA	1 水道 自然環境 に及ぶA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/100mℓ以下
A	2 水道 産産 に及ぶB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/100mℓ以下
B	3 水道 産産 に及ぶC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5m/ℓ 以上	5,000MPN/100mℓ以下
C	3 工業 産用水 に及ぶD以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	2 工業 業用水 に及ぶE以下の 欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	3 工業 業用水 環境 に及ぶ以下の 欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/ℓ 以上	—

備考  
1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。  
2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/ℓ以上とする(湖沼もこれに準ずる)。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧酸素水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
2級：サケ科魚類及びアユ等貧酸素水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
3級：コイ、フナ等、β-中酸素水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(給排水の濾過等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全窒素	全重鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	—
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	—
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	—
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	—
備考	基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。		

イ 湖 沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 水道1級以下 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/100mℓ以下
A	水道2、3級 水道2級 水道及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/100mℓ以下
B	水道3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	15mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—
C	工業用水1級 工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/ℓ以上	—
備考	水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質の項目の基準値は適用しない。					

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 " 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産1級：ヒメマス等富栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 " 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用  
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの  
 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全重鉛
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの 水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種・水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ以下
II	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
III	水道2種及びVの欄に掲げるもの	0.4mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
V	水産3種・工業用水・農業用水・環境保全	1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下
備考	1 基準値は年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全窒素の項目の基準値は適用しない。		

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（特殊なもの）とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。  
 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用  
 " 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用  
 " 3種：コイ、フナ等の水産生物用  
 4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全窒素	全重鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	—
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	—
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	—
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	—

ウ 海 域

a

項目 類型	利用目的 適応性	基準値				n・へキサン 抽出物質 (油分等)
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
A	水産1級 水産2級 自然環境保全 及びB以下の 欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100m以下	検出されない こと。
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/l 以下	5mg/l 以上	—	検出されない こと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/l 以下	2mg/l 以上	—	—

備考  
水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100m以下とする。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
" 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用  
3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全 磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/l以下	0.02mg/l以下
II	水産1種・水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/l以下	0.03mg/l以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下
IV	水産3種・工業用水・生物生息環境保全	1 mg/l以下	0.09mg/l以下

備考  
1 基準値は年平均値とする。  
2 水産類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。  
" 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。  
" 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。  
3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全亜鉛	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/l以下	
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/l以下	

表 3 底質の暫定除去基準

項目	暫定除去基準値
水 銀	河川・湖沼：25ppm 以上 海域：次式により算出した値 (C) 以上 $C = 0.18 \times (\Delta H / J) \times (1 / S)$ (ppm) $\Delta H = \text{平均潮差(m)}$ 、 $J = \text{溶出率}$ 、 $S = \text{安全率}$ (例えば、 $\Delta H = 2.3\text{m}$ (三河湾)、 $J = 5 \times 10^{-4}$ 、 $S = 100$ とすると、 $C = 8.3\text{ppm}$ となる)
P C B	10ppm 以上

表4 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
チウラム	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
セレン	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
ふっ素	0.8mg/ℓ以下
ぼう素	1mg/ℓ以下
1,4-ジオキサソ	0.05mg/ℓ以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

表5 ダイオキシン類による水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)に係る環境基準

媒体	基準値
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/ℓ以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下

備考

- 1 水質の汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 2 水質の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- 3 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。
- 4 水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。

表6 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況(1)

生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型指定

1. 河川

水区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考	
木曾川水域	木曾川中流	落合ダムから大山頭工まで	A	昭45年9月1日	環境省告示	
	木曾川下流	大山上流より下流	A	平成14年7月15日	環境省告示	
	庄内川中流(1)	水野川合流点より上流	B	平成12年3月31日	愛知県告示	
		水野川合流点から水分橋まで	D	平成8年3月29日	愛知県告示	
	庄内川下流	水分橋より下流	D	昭46年5月25日	環境省告示	
		大森橋より上流	D	昭46年5月25日	環境省告示	
	庄内川等水域	矢田川下流	大森橋より下流	D	平成17年3月25日	愛知県告示
		五糸川下流	待合橋より下流	E	平成8年3月29日	愛知県告示
			新橋より下流	E	昭46年5月25日	環境省告示
		新川下流	日光川	E	昭46年5月25日	環境省告示
中川連河			E	昭46年5月25日	環境省告示	
山崎川		全川	D	昭46年5月25日	環境省告示	
		全川	D	昭46年5月25日	環境省告示	
名古屋市内水域		境川上流	新築橋より上流	B	昭45年9月1日	環境省告示
		境川下流	新築橋より下流	C	昭45年9月1日	環境省告示
		逢妻川上流	境大橋より上流	D	昭45年9月1日	環境省告示
	逢妻川下流	境大橋より下流	D	昭45年9月1日	環境省告示	
	猿渡川	全川	D	平成10年3月30日	愛知県告示	
		全川	D	昭45年9月1日	環境省告示	
	境川等水域	朝鮮川	全川	C	昭45年9月1日	環境省告示
		長埜川	全川	C	昭45年9月1日	環境省告示
		長田川	全川	C	昭45年9月1日	環境省告示
		神田川	全川	C	昭45年9月1日	環境省告示
高兵川		全川	C	昭45年9月1日	環境省告示	
新川		全川	C	昭45年9月1日	環境省告示	
阿久比川		全川	C	昭45年9月1日	環境省告示	
矢作川上流(1)		矢作ダムより上流の矢作川	AA	昭47年3月31日	愛知県告示	
		矢作ダムから明治用水頭工まで	A	昭48年3月30日	愛知県告示	
矢作川水域		矢作川下流	明治用水頭工より下流	B	昭48年3月30日	愛知県告示
	乙川上流	朝陽市取水口より上流	A	昭48年3月30日	愛知県告示	
	乙川下流	岡崎市取水口より下流	B	昭48年3月30日	愛知県告示	
	巴川	全川	A	平成12年3月31日	愛知県告示	
		全川	A	昭45年9月1日	環境省告示	
	鹿乗川	全川	C	昭48年3月30日	愛知県告示	
		全川	C	昭48年3月30日	愛知県告示	
	男川	全川	A	昭48年3月30日	愛知県告示	
		全川	A	昭48年3月30日	愛知県告示	
	雨田川及び乙女川下流	雨田川全線及び雨田川合流点より下流の乙女川	A	平成11年3月31日	愛知県告示	
木瀬川全線及び木瀬川合流点より下流の矢作川		A	平成11年3月31日	愛知県告示		
豊川下流	宇連川合流点より上流	AA	昭46年5月25日	環境省告示		
	宇連川合流点より下流	A	昭46年5月25日	環境省告示		
豊川中流	宇連川合流点から豊橋市下条上水道取水地点まで	A	平成11年3月31日	愛知県告示		
	下条上水道取水地点より下流	B	平成11年3月31日	愛知県告示		
豊川下流	全川	AA	昭46年5月25日	環境省告示		
	全川	AA	昭46年5月25日	環境省告示		
豊川放水路	全川	C	昭46年5月25日	環境省告示		
	全川	C	昭46年5月25日	環境省告示		
豊川川	全川	C	昭46年5月25日	環境省告示		
	全川	C	昭46年5月25日	環境省告示		
佐奈川	全川	D	昭46年5月25日	環境省告示		
	全川	D	昭46年5月25日	環境省告示		
大千瀬川	全川	E	昭46年5月25日	環境省告示		
	全川	E	昭46年5月25日	環境省告示		
天竜川(4)	静岡県境より上流(佐々木川合流点から鹿島橋まで(佐々木川合流点(佐久間湖)を除く))	AA	昭46年5月25日	環境省告示		
	全川	AA	昭46年5月25日	環境省告示		

2. 湖沼

水区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
境川等水域	油ヶ淵	全川	B	昭46年9月1日	環境省告示
	天竜川水域	佐々木川合流点(佐久間湖)	A	平成15年3月27日	環境省告示

3. 海域

水区分	水域名	範囲	該当類型	達成期間	備考	
伊勢湾水域	名古屋港(甲)	別記1の水域	C	平成14年3月29日	環境省告示	
	名古屋港(乙)	別記2の水域	B	昭46年5月25日	環境省告示	
	常滑地先海域	別記3の水域	B	昭46年5月25日	環境省告示	
	伊勢湾	別記4の水域	A	平成14年3月29日	環境省告示	
	衣浦湾	別記5の水域	C	昭46年5月25日	環境省告示	
	衣浦湾水域	衣浦湾南側	別記6の水域	C	昭46年5月25日	環境省告示
		衣浦湾	別記7の水域	A	昭47年3月31日	愛知県告示
	瀬美湾水域	蒲郡地先海域	別記8の水域	C	昭46年5月25日	環境省告示
		神野・田原地先海域	別記9の水域	C	昭46年5月25日	環境省告示
		海美湾(甲)	別記10の水域	B	昭46年5月25日	環境省告示
海美湾(乙)	別記11の水域	A	昭46年5月25日	環境省告示		

(別記)

- 木曾川左岸導流堤南端と外港第1航路第1灯標(北緯34度58分6秒,東経136度47分55秒)を結ぶ線,同地点と知多市と常滑市の境界である豊川の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- 木曾川右岸導流堤南端と木曾川右岸導流堤先端を結ぶ線,同地点と外港第1航路伊勢湾導流堤を結ぶ線,同地点と矢田川河口右岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域(甲)に係る部分を除いたもの
- 矢田川河口右岸から美浜町稲早川河口右岸に至る陸岸の地先海域であって,陸岸から1,000m以内の部分
- 羽豆岬から篠島北端まで引いた線,同島南端から伊良湖岬まで引いた線,同地点から大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって,名古屋港(甲),名古屋港(乙),常滑地先海域,四日市港(甲),四日市港(乙),四日市・鈴鹿地先海域(甲),四日市・鈴鹿地先海域(乙),津・松阪地先海域及び伊勢地先海域に係る部分を除いたもの(甲),四日市港(甲),四日市港(乙),四日市・鈴鹿地先海域(甲)及び四日市・鈴鹿地先海域(乙)の水域の範囲は,昭和45年9月1日に閣議決定された「公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定」における別記に掲げる水域のとおりとする
- 衣浦大橋より湾奥の衣浦湾
- 衣浦港防波堤及び陸岸により囲まれた海域。ただし,衣浦大橋から湾奥の海域を除く。
- 西尾市吉良町蛭子岬と田原市伊良湖岬を結ぶ線,同地点と知多郡南知多町篠島南端を結ぶ線,同島北端と同町羽豆岬を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域。ただし,衣浦港防波堤から湾奥の海域を除く。
- 中川河口左岸と同地点から南西4,500mの地点を結ぶ線,同地点と蒲郡港東防波堤灯台を結ぶ線,同地点と中央埠頭東南端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- 豊川河口左岸と同地点から南西4,500mの地点を結ぶ線,同地点から南3,500mの地点を結ぶ線,同地点と同地点から南西5,500mの地点を結ぶ線,同地点と田原市白谷基標(北緯34度41分21秒,東経137度14分19秒)を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- 三河港々管区域であって,蒲郡地先海域及び神野・田原地先海域に係る部分を除いたもの
- 西尾市吉良町蛭子岬から田原市伊良湖岬に至る陸岸の地先海域であって,蒲郡地先海域,神野・田原地先海域及び臨美湾(甲)に係る部分を除いたもの

(注) 達成期間の欄の記号の内容については,次のとおりである。

- 「イ」は,直ちに達成
- 「ロ」は,5年以内で可及的速やかに達成
- 「ハ」は,5年を超える期間で可及的速やかに達成